よって各傷病恩給事務担当者においては関係法規を知悉すると共に診断資料に代るべき書類例へば、当時診断した医者が現存するものならばその医者において診断した事実を証明する資料（当時の本人の症状について記憶するものならそれについて附記されるよう努められたく）市町村長又はこれに準ずる者の本人の生活状況についての証明書等参考となる書類なお本人作成の症状経過書は特に詳細に記載するを要する等事実を裁定者に明瞭ならしめる書類を整備せしめるよう篤と留意されたい。関係経由庁並びに裁定庁においては、関係係官数度来島し、当沖縄の実状も漸次把握され来り、これが添付書類により進捗しおるのでこの際各位においてはなお一層の御協力と御援助あらんことを願う次第である。

昭利三十三年六月十八日

那覇日本政府南連事務所

総理府事務官　　綱　野

私　の　所　見

沖縄遺族連合会
事務局長　金城和信

昭和廿七年日米講和条約締結により全国八百万遺族が立ち上り、昭和廿一年二月一日に停止された軍人恩給復活が与論として台頭、日本遺族会な中心に各県遺族連合会が結束して国会対策に猛運動を展開中、行政分離はされて居るが沖縄の遺族にも本土の遺族同様適用してもらうべく強く申し入れるため昭和廿七年二月十日遺族連合会が発足、直ちに日本政府に対して「沖縄の遺家族にも援護金を支給されたし」との陳情を行ったのであります。

昭和廿七年七月の第廿二通常日本国会にて全国八百万遺族及び沖縄の遺族の猛運動が実な結び「戦傷病者戦没者遺族等授護法」が成立、昭和廿七年四月一日より其の適用を受ける様になり、次いで翌年、停止されていた「軍人恩給法」が復活して、爾来両法律により戦没者遺族は夫々国家補償に浴して来ているのであります。

当会は設立より六ケ年余になり、其の間種々の当面する戦争犠牲者遺族処遇問題解決のため陳情を行い其の実現を着々と見て参り、亦相互扶助、慰藉救済の途を講じて更正助長を図る事に全力を尽くして参りました。昨年十月より未亡人、遺児職業補導所を開設して、これら社会的に可弱い遺族の就職に遺憾なき様取計い、全遺族が互いに弱き者を救け合って平和沖縄の建設に和気謁々に貢献出来得る様その厚生助長に万全を期しつゝあります。

此の六ケ年問特に当会が強く訴え続けて居ります事は、国難に殉ぜられた私達の肉親を一人でも多く早急に死亡処理してくれと言ぅ事であります。終戦より、その後片付けである死亡処理事務が今日までづっと続けられて居りますが、十四年経過の今日、約九千名程度の旧軍人、軍属の死亡未処理が居られ、この方々の「みたま」は未だ成仏されず戦野を彷徨して居られるだらう事を想う時、実に断腸の限りであります。更に四万名の戦争犠牲者の処遇と早期処理であります。これら祖国防衛のため尊い生命を捧げらた方々を手厚く早急に弔ってあげ、そして、その悲しみ、苦しみに堪え忍んでいる遺族を援護して一刻も早く更正自力せしめるのが道義国家として当然とるべき真の姿であると信じて居ります。

一九五三年（昭和廿八年）四月、社会局援護課設置以来「援護法」「恩給法」に基く請求事務と復員処理事務が開始され、限られた人員で広範囲に亘る事務を今日まで誠意を以て当り、着々その実績を上げ、多額の援護金或は公務扶助料が該遺族に受給され、遺族の援護のみならず琉球経済に多大な貢献をして居ります。更に今年五月、最も重且つ急を要する死亡処理の早期解決のために専任の職員を一名、東京事務所に常駐せしめ、現在迄の隘路を打解、一気にに解決しようと言う、遺族を思う思いやりに万腔の感謝と同慶に堪えぬ次第であります。

来年三月三十一日を以て援護法の時効と言われて居るとき、遺族は勿論全住民が一体となってこれら戦没者の報国の精神に充二分に応えるべく全機能を上げて一人でも時効失権なき様処理に万全を期さなけれはならないと強く日本政府及び琉球政府に訴えるものであ

ります。

援護の歩み発刊によせて

財団法人　沖縄傷痍軍人会
会　長　神谷　正二

今度貴課に於て「援護の歩み」発刊せられるにあたり最も当を得たことであり、心からお慶び申し上げます。

敗戦後数年間放置きれていた戦傷病者や戦没者遺家族等の救援の援護法が日本独立と共に昭和二十七年に制定され、沖縄地域もその恩恵に浴せることが出来、琉球政府援護課が設立され直ちにその事務が開始された。

然るに沖縄に於いては資料関係、その他あらゆる面の悪条件に悩まされ、特に戦傷病者関係はその取扱いが広範囲であり、複雑多岐に亘りたるも良くその難点を克服し現段階にまで到達せられたことは沖縄の全該当者と共に誠に慶賀に堪えない次第であり同時に琉球政府に対し感謝の意を表する次第であります。

一九五七年一月本土より恩給診断医の招聘を皮切りとして

1、恩給、障害年金及び一時賜金の支給
2、医療の現金給付
3、再三に且る補装具の支給
4、国立療養所への療養等

実に並々ならぬ実績を挙げられ、亦本会も幸いに琉球政府の絶大なる御援助に依り、政府の協力機関として会員の福祉向上は勿論、子女の育英、戦傷病者家族の援護、生産資金の貸付、其の他あらゆる面に尽力した次第であります。

回顧するにその歩みは実に偉大にして感新たなるものがあります。

然れども恩給不均衡に依る増額法案、一般戦斗協力者や戦傷病者の援護措置等内政分離から生じて来る数々の山積みの問題解決に尚ほ一層の積極的御尽力賜わらんことを誌上をかりて御願い申し上げる次第であります。

援護事務の促進を希む

社団法人　琉球戦友協会
副会長　比嘉　恵信

郷土防衛のため散華せられた英霊の遺家族、戦場で傷ついた傷病者等の援護措置一切の手続き事務を担当せられる社会局援護課の業務は、精神的面からして、何ものにも換え難い意義の深い尊い業務であると信じます。

援護課創立以来、此処に六ケ年、此の間を省みて行政分離のため他府県とは異なる複雑な手続上の問題が介在するなかにあって、全島戦場となった特殊性、証拠資料の焼失等いろいろな困難状況があったにも拘らず統計資料が示すように、一年又一年と悪条件を克服せられ既に其の七〇％が処理済となり遺家族び戦傷病者に些少なりとも光明と安堵を与えられていることは、偏えに援護課職員を始め各市町村役所援護係皆様の御労苦の賜であることを思い其の御努力に対し深甚なる敬意を表すると共に感謝致しているものであります。

而し来年三月をもって時効となる援護事務を控え更に今年度より新に開始される未支給々与金の請求事務、又復員手続等、短期間に処理を必要とする諸問題が山積している現在援護課職員の御苦労は我々が想像している以上のものがあると思いますが、未だに未処理となっている方達の事を考えます時、如何なる理由があろうともこれを其のまゝ放置してすませる問題ではなく精神上の寄り処を求めている戦争犠牲者のために、尚一層御尽力下

さいまして一日も早く残された犠牲者の上にも明日えの希望が持たれる様これが促進方について御願いするものであります。

上司におかれても、援護業務の実態及び時効問題に関連する現段階が一番重要な時期に到来していることを深く御理解の上関係職員が残された諸問題の早期処理に専念出来ますよう格別の御配慮と御支援を懇願し併せて此処に当協会々員一同万難を排して御協力を誓うものであります。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

援護業務としての慰霊祭祀について

靖国神社奉賛会沖縄地方本部
事務局長　仲田　彦栄

琉球政府内で米国民政府とは直接事務上の関係がなく、専ら日本政府との関係において旧軍人、軍属及びその遺家族等の援護事務に専念する社会局援護課は、その設置当時より那覇日本政府南方連絡事務所と表裏一体となって、処理事務に従事し、六ケ年の歳月の経過と共に、援護事務も軌道に乗り課長以下職員各位の精励努力によって、今日多額の恩給年金弔慰金等が毎年受給を得て、受給者個人の生活のためには勿論琉球経済に大きな潤を得ていることは、全住民の感激するところであって援護課職員に対し心から敬意を表するものである。援護課の所管業務である援護業務の大半は既に処理し得たとしても、今後に残された未処理事項も多く、且つ困難を伴うので、鋭意請求事務の促進を決意されていることは亦当然のことと思う。

英霊に対する慰霊祭祀のことについては、附帯業務として、従来実施されていたが、沖縄戦十三年忌を最終として、事務の一部を継続する外、政府行事としての祭祀は、行わないこととなったのは止むを得ないこととするも、本土の府県同様に、護国の神として英霊を祀り、遺族を慰める行事の継続については全住民の精神生活とも繋り重要なことであるから中絶してはならないと思う。

この趣旨もあって、靖国神社奉賛会沖縄地方本部が結成となったが、諸種の制約があって意の如くならないとしても、全琉球遺族の要望に応え、住民大多数の賛同を持て政府の協力団体としての庇護の許に目的を達成したい。

援護事務について

武　富　良　松

日本政府の特別な計らいで、一九五三年四月から沖縄にも援護法が適用される事になり、政府では早速社会局に援護課を新設、業務を開始した。しかし、終戦後、日本から行政を分離されたため援護についての措置は、一九五三年に到るまで七年間放置されていた。その上にすべての証拠書類は戦争によって焼失し、しかも関係者の殆どが戦没しており、援護事務の処理は発足当時から、極めて困難な歩みを余儀なくされた。

この難点の解決については、政府はもとより関係団体、南連職員が積極的に協力、業務の進展を計ったが、更に、厚生省からも次々に係官が来島、沖縄県の特殊事情に深い理解と絶大なる協力を寄せられた。

こうして幾多の問題点や困難なケースも着々と解決の緒を見出したが、懸案の戦没学徒隊員の軍人としての処理、八重山徴用者の久米島沖戦没者についての有給軍属取扱いの件も解決を見ることが出来た。

かようにして援護事務は、今や急速に軌道に乗った感がするが、今日に到るまでの苦労は筆舌につくしがたい。

遺族に送られてた援護金も、初年度七七、〇五四、五六四円から毎年増大、本年度は六八八、五五四、九四〇円となり、開始以来、今日まで二、一五三、六二五、一四四円の送金実績を見るに到った事は、偏に関係各位の御努力の賜で、その苦労に深く謝意を表したい。

なお、復員処理や、その他、むずかしいケースが相当残されているが、そのうちでも、時効の関係から、まず戦斗協力者を優先処理しなければならない状況にある。

沖縄戦においては、老幼男女の別なく殆んどが戦斗協力者として取扱われることに処理方針も決定しておりその数も約三万三千人を推定されている。しかし、いまなお、僅かに一万一千人しか進達がなされていないので、御遺族の方は早急に市町村役場に申出で、一日も早く援護の恩恵を受けてられるようにお願いしたい。

援護課においても来年三月の時効までには洩れなく完結するようなこの処理については最善をつくす方針である。

市町村の関係職員、及び関係各団体においても援護業務は戦争によって犠牲をうけた方々へのわれわれがなし得る、唯一の、しかも重要なる仕事であることにいっそう自覚を深められ、今后ますます御努力下されんことをおねがいする次第である。

援護事務を担当して

援護課長　仲　地　仁　正

第二次世界大戦を契期として敗戦日本は戦争を否定して憲法を改正し国民に対する責務上、援護関係法令を制定公布し、戦争処理事務を開始したのである。

然し沖縄は、第二次大戦の決戦場となり、更に行政が分離させられたため、この事務は遅れたが漸く一九五三年四月に至り、遺家族援護法が適用されたのを始めとして次々と関係法令の適用を見、これに伴い琉球政府でも同年、二月社会局、援護課が設置され、この事務を分掌し請求事務が開始されたのである。その後本土で想像も出来ない悪条件を克服し乍ら漸進を続けて、一応軌道にのり、予定通り進捗を見つゝある現在、既に五年を経てきたのである。

然し援護事務は、一応軌道にのったとは謂いながら、まだ峠を越したばかりであり、今後の処理を待つ新規業務を含めて未処理の事務はなお、山積している現状であり、特にこれ等の事務処理には比較的困難、複雑性を伴う事からこれの早期処理には鋭意努力を続け、全受給者に対し完全な援護措置を講じなければならないものと、事務担当者としての責務を痛感する次第である。

斯る現状に鑑み既往のあゆみを省みて、最善の方途を見出し、職責に報いたい所存である。援護事務は関係者を始め、各機関の協力によって着々と進歩していることは、前述の

通りであるが、何分この事務は時勢の発展等に伴い援護範囲の拡大或は新しい援護処置等が次々と講ぜられ、たゞでさえ複雑多岐に亘る事務が益々その度を深めつつある現状である。

ここに於て関係者は勿論、全住民の関心を得、併せてその協力を俟ってその万全を期したいものと念願する次第である。

斬様な重要の時機に際して援護事務の直接の担当者としての立場から沖縄に於ける援護事務の在り方、未処理事務の促進についてこの冊子を江湖に頒ち御批正と援助協力を仰ぎたいと存ずる次第である。

援護事務の現況は対象件数の約七〇%程度が処理済みとなっているが、残り三〇%の未処理件数の殆どが、基礎資料の皆無又は不備等による処理困難なものである。

この事については、沖縄の特殊事情からして現行のように日本本土並の取扱いを受けた場合、今後なお相当の処理期間を要することになり、遺族をはじめ、多数の援護受給者に対し、多大の迷惑を及ぼすのみならず、沖縄としても巨額の援護金の受給権行使上の不利等社会問題が介入してくる結果となる。

この解決策として早急に特別な行政措置が講ぜられるべきものと痛感し、こゝに最善の方策を見出すべく努力を傾注せねばと信念を固めるものである。この見地に立脚して援護の各種業務について沖縄の特殊事情を概述すれば、

一、復員処理

殆どが外地（南方諸地域から満州、中国、台湾等）関係が未処理として残っており、その原因は、基礎資料（軍隊としての行動等々）が得られない。

二、戦斗協力者の処理

沖縄が主戦場であったゝめ住民の大半が沖縄戦の協力者であり、その対象が余りにも厖大である上に戦斗協力者の内容が多岐多様となるので現行法規の示すところでは、その処理は相当困難性がある。

三、主戦場であった沖縄に於ける学徒動員及び総動員法又は防衛召集による、幼老年者の身分の取扱について旧兵役法等の法規によって解決せんとする矛盾。

四、戦傷痍者に対する療養給付、更生医療患者等の送出し、傷病恩給請求に要する病状経過書の資料確保（終戦直後の沖縄の医療公営による書類の棄却焼失、行政機構の変移による引継等々）の難渋性。

五、学童疎開（対馬丸遭難の例）一部離島に於る幼児老令者に対する玉砕自決現地軍から下令の法的疑点。

六、一九年十月空襲前後の伊江島飛行場設営工事就労者の一般住民の死没者に対する戦時期間の法的解釈。

七、援護法適用対象者以外の一般死没住民五万三千余名の援護処置の解明。

八、戸籍滅失に伴う新戸籍整備の難渋性と戦后の家族構成の変動等による各種援護金請求事務の複雑困難性等々。

以上の諸点は主なるものでその外沖縄の行政上の諸問題等の隘路が多く行政分離のため身分決定上の難点（本土は復員事務の場合、各府県知事に身分を決定する、沖縄のみ厚生省引揚援護局）等、実に事務処理上余りにも矛盾し更に多岐に亘る事務機構が援護事務の今後の処理に介在している現状である。

この現実を把握して一考察をこゝろみるとすれば沖縄の援護業務は日本政府南方連絡事務所を通じて支給庁と身分決定庁とを直結させ、援護事務に関する限り日本復帰の現実に照し過去の世界戦史に比類なきため、悠久なる日本民族の平和祈念の決戦場と平和発祥の地となっている沖縄現地の実情に即応する取扱いがなされるよう切望するものである。

このことによってのみ沖縄の援護業務の完璧なる処置が期待されるものであり、更に日本政府が沖縄の同胞に対する当然果たすべき責務であり本土同胞も亦このような措置をよりよく理解し善意を以って賛同するものと確信するのである。

世界戦史に比類を見ない近代科学兵器による決戦場となった過ぐる十三余年前の沖縄の姿、それは鉄の暴風が昼夜の別なく八十余日間吹きまくり戦すんで山河改まった沖縄の海陸には二二万六千五百余人（日本軍九万人、米軍四万九千人、一般住民八万七千五百余人）

の神霊が静かに眠っている平和発祥の楽園の守護神が、沖縄民によって島守、ひめゆり、魂魄、北霊、白梅、健児、浦和の塔等々有名慰霊塔の外百余の慰霊の諸塔が年毎に鄭重な祭事が取行われ、尚ほ日本政府の委託による、識名霊園には昨秋建立を見、今春日琉米政府共同による追悼慰霊祭を挙行した無名戦没者祭る中央納骨所が、厳然と平和の光を輝やかし、沖縄の復興が目ざましく進みつゝある今日、既に十有余年の昔物語りとして一般住民の悲しき思い出となって人口に膾炙されている。

この外沖縄に於いては法外援助として毎年春秋おごそかに取行はれている靖国神社例大祭の参拝者に対し数年来参拝旅費の援護をなしに既に四一八名が参拝を済ませ靖国社頭涙の無言の対面に感激帰郷している遺族遺児を援護しているのである尚沖縄遺族連合会、沖縄傷痍軍人会等の職業指導事業の物心両面からの協力援護等がなされて居り、戦没学徒援護会、琉球戦友協会えの援護等外近く靖国神社奉賛会、沖縄地方本部の育成協会等今後対策考究せられべき問題が多々あり、広くは援護遺家族えの今後の社会福祉援助等亦法外援護策が講ぜらるべきを痛感するものである。

援護課業務の概況について

社　会　局　援　護　課

今次大戦により沖縄は焦土と化し、戦争の惨苦をなめ、更に、米軍の占領継続と行政分離等により相当の混乱をきたした。その間、戦傷病者遺族等、戦争犠牲者は涙をのんで、よくこの混乱期を生き抜いてきた。おくれたとはいえ一九五三年（昭和二八年）四月沖縄にも援護法が適用され　戦争犠牲者に対する光明が与えられた訳である。これに対応すべく琉球政府でも、社会局に援護課を設置し、課長以下八人の陣容を以て本格的請求事務に着手した。

先ず、戦傷病者に対しても障害年金及び厚生省で認定済の戦没者遺族に対する遺族年金、弔慰金の請求が主として処理されたのである。これと相前後して、沖縄戦における戦没者処理のための調査業務が開始され、翌一九五四年恩給法、留守援法、共済組合関係の諸援護関係法令の適用を見、事務量の増加と複雑をきしたので、援護課職員も大幅に増員するとともに各市町村に政府の六割補助による援護担当職員八五名を設置、事務の促進を計ってきた。其の間、常に南方連絡事務所と表裏一体となり、更に外廓団体として沖縄遺族連合会、沖縄傷痍軍人会の設立を見て援護事務促進に拍車をかける事になった。何分、法自体の施行が遅れたのと各種資料の滅失等により、本土で予想も出来ない困難が伴い、一応軌道にのせるまで難し渋続けてきたのである。援護事務開始後既に六年目に算えるようになった現在既に軌道にのり峠を越したのであるがまだ未処理事務が相当残っており、更に国力の伸展と社会情勢の変化によって遂次援護関係の諸法令が改正になり事務量も益々増加の一方であり、又事務内容も複雑多岐化してきており、その処理にはなお一層の努力を要するのである。

現在事務職員もその後十三人の増加を見八九人の陣容に発展し援護事務の早期処理を期しつゝある。

なお、援護事務は、二十余種の広汎な業務内容を持ち、その処理状況を数字から見ると区々であるが、大凡の平均六〇％である。

前述の通り決戦場となった沖縄の状況は諸物的滅失が事務処理上の最大欠陥であり復員手続きにおいて又資料蒐集に難渋しており、更に行政上数多くの困難性を包蔵しており、この様な状況から更に事務処理の円滑を図るために本年五月一日援護事務専任職員を駐日事務所に駐在せしめておるのである。援護課は現在調査、給与、恩給、援護、庶務の五係を有し、業務内容も調査、恩給、援護、諸給与及び法外援護の五業務に大別されており、これらの業務実施に伴う予算は左のとおりである。なお各係の業務については本冊子に詳述してあるので関係各位の精覧を望む次第である。

復員業務について

調査係長　我喜屋　汝揖

1　復員業務の大要

援護課の業務内容は調査事務、援護事務、恩給事務、諸給与事務及びその他法外援護業務の五業務に大別されますが、その内どうしても他の業務より、先行しなければならない業務は調査業務で復員処理業務とも称されています。

復員処理業務とは、旧陸海軍別になっていて、日支事変及び大平洋戦争における、軍人、軍属（未復員者も含む）の入隊若しくは、採用時の身分即ち陸軍、海軍の別に階級、役種、又は雇員、傭人、嘱託等を調査しその人の行動について過去の時日を辿りて、調査究明し、生死に関する確定的な資料を作成して、その最終的な状況を明らかにすることがこの業務の目的であり、従って業務の内容も生存、復員者、死没者、未復員者、公務傷病者に分類され、且つ地域別に沖縄戦関係と、外地関係に夫々区分されて、調査の体形が異なるものであります。

一、未復員者に対する調査

（1）生存者の調査

沖縄戦に参加した、軍人、軍属の生存者の大部分、並びに外地に派遣され、現地解任となり、若しくは、一般邦人として、引揚げて来た者は、復員未処理のまま現在に至っている。かっては国の命令で召集し、戦斗の任にあったのであるから、敗戦といへども、国の責任において、あくまでも最終的処理をしなければならないのであります。これら生存者の中には、九死に一生を得て元気で帰還した者と身体に障害を受け、不具癈疾となって帰還した者がありますが、復員処理をすることによって、普通恩給等未支給の諸給与の請求又は障害年金、障害一時金或は傷病恩給等を請求する権利を獲得し、援護諸法による、更生医療、療養給付、療養費支給及び補装具支給等の国の恩恵に浴することができます。

（2）死没者の調査

遺族が調査票を提出することによって復員処理がなされ、戦死公報が発行となり、戸籍の職権抹消がなされるのでこの公報一枚が人間の生死を決定づける重大な役割をなし、従って、復員処理業務は、援護恩給等の基礎になるので慎重に事務を運ばなければならないのであります。

先づその人が陸軍又は海軍の軍人、軍属であったことが、事実かどうかを、調査し、何時、徴集又は雇傭され、何処の部隊に入隊したか、細部所属の調査究明をなし、生存者の証言等を徴し、死亡諸元たる公務上か非公務によるものか分析し、且つ死亡年月日、時分、死亡場所、死亡事由、当事の所属部隊及び官等級等の最終的決定をなすのであります。

この決定によって死亡報告書及び死亡告知書が発行され、死亡報告書は遺族に、死亡告知書は、市町村長に送られて、戸籍の職権抹消がなされます。そこで初めて遺族は、遺族年金、弔慰金の請求をなし、且つ恩給法による公務扶助の請求をすることになります。難航した学徒隊については女子は軍属として処理され、男子は、軍人として殆どが処理された。

（3）状況不明者の調査

未復員者とは、終戦当時は確かに、存在していたが、その後の生死状況が全然判明しないもの及び、ソ連と中共地区等に抑留され、生存資料があって、まだ帰還しない者及び帰還時に一般邦人として、総員手続をしてない者であります。従ってこれらの者は、死亡処理の段階に至っていないもので、引続き調査が継続されることになります。調査の結果、状況不明者及び抑留中であることを把握された者は引続き勤務中の者とみなされて、その留守家族は普通恩給又は未帰還者留守家族等援護法による留守家族手当の請求をすることができます。

帰還時に復員手続をしてない者は更めて復員手続をやることによって、当時の未支給にかかる諸給与金、帰郷旅費等の支給ができます。